

かい せい

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

改正 障害者差別解消法

れい わ ねん がつ にち じ ぎょう しゃ
令和6年4月1日から、事業者による

ごう り てき はい りよ てい きょう
合理的配慮の提供が

ぎ む か
義務化されました



れい わ ねん がつ にち し ころ
令和6年4月1日から施行

| | ぎょうせい き かんとう 行政機関等 | じ ぎょう しゃ 事業者 |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------|
| ふ とう さ べつ てき とり あつ か 不当な差別的取扱い | きん し 禁止 | きん し 禁止 |
| ごう り てき はい りよ てい きょう 合理的配慮の提供 | ぎ む 義務 | ど りよ ぎ む ぎ む 努力義務 → 義務 |



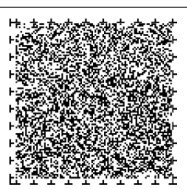
ない かく ふ
内閣府

しょう がい ひと ひと たが ひと みと あ
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら
とも い しゃ かい じつ げん む みな とり くみ
共に生きる社会の実現に向け、皆さまもどのような取組ができるか、
この講演をつうじて考えていきましょう。

だい かい く る め し じん けん どう わ きょう いく か き こう ざ もう し こみ しょ 第45回久留米市人権・同和教育夏期講座申込書 (かい じょう さん か ろく が はい しん 会場参加または録画配信)

- 録画配信 (YouTube) 視聴をご希望の方には、終演後、準備が整い次第URLをご案内いたします。
- 個人情報は、この催しについての連絡のみに使用します。
- やむを得ず催しを中止する場合があります。(ホームページでお知らせいたします。)
- 定員を超えた場合には、ご連絡いたします。

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|--|
| な まえ 名前 | ふりがな | でん わ ばん ごう 電話番号 | にっ ちゅう ばん ごう ぎ りょう 日中つながる番号を記入してください () |
| しょ ぞく 所属 | <input type="checkbox"/> 小PTA <input type="checkbox"/> 中PTA <input type="checkbox"/> 校区コミュニティ組織 <input type="checkbox"/> 校区人権協 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| さん か ほう ほう 参加方法 | <input type="checkbox"/> 会場に参加 <input type="checkbox"/> 一時保育利用 (子どもの名前・年齢) | | |
| どちらかをえらんでください | <input type="checkbox"/> 録画視聴で参加 (連絡先メールアドレス:) | | |



と い あ わ も う し こ み さ き
問合せ・申込先

く る め し じん けん けい はつ
久留米市人権啓発センター

でん わ
電話 0942-30-7500 FAX 0942-30-7501

メール jinken@city.kurume.lg.jp